

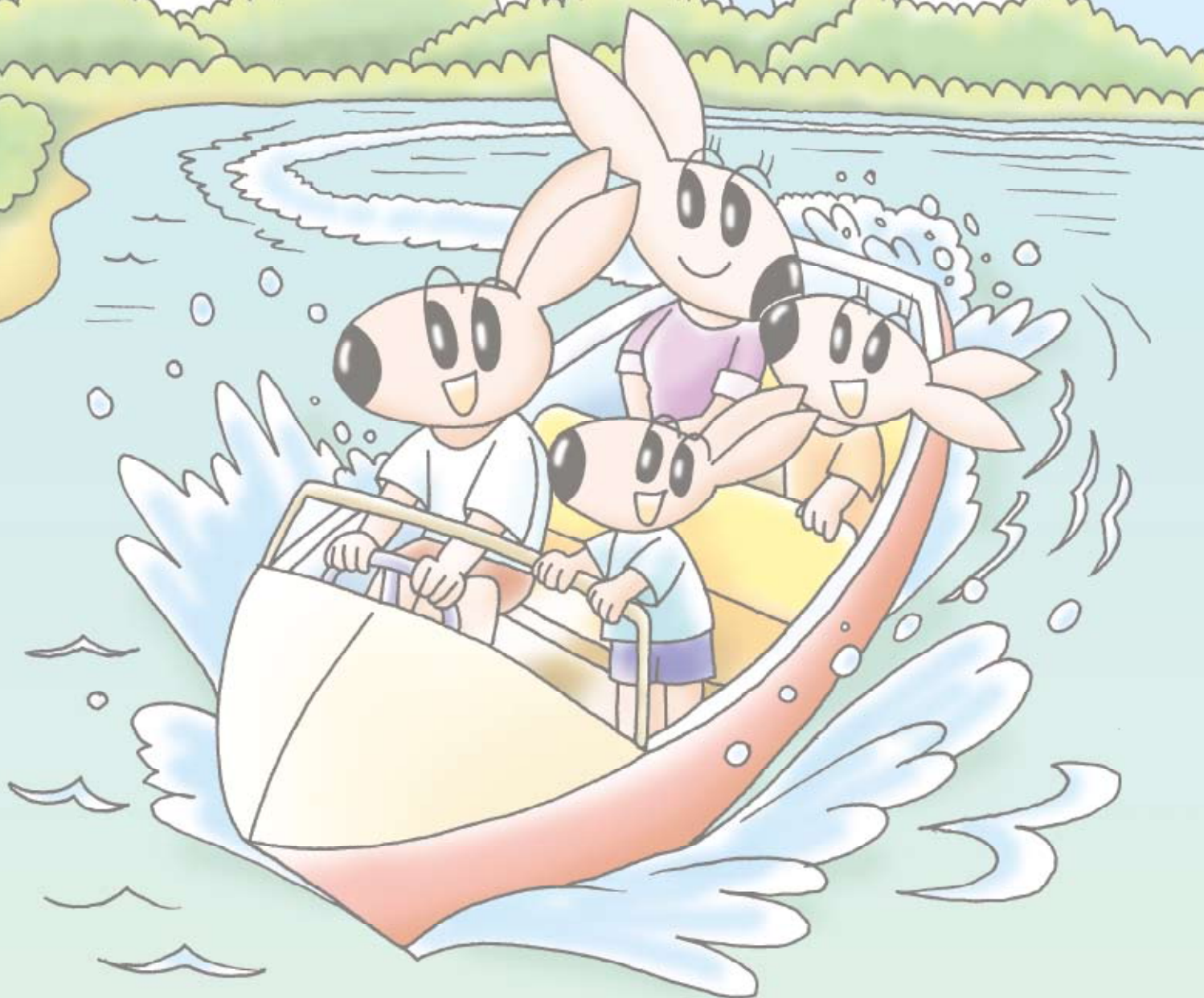
まい・へるす

2007

No.53

夏

ライン内回覧
をお願いします。
(健保HPにも掲載)



- 平成18年度健保組合決算報告 (公告第427号)
- 決算内容・事業内容 …………… 2、3、4
- 「限度額摘要認定証」とは …………… 4
- 平成20年4月から医療制度が変わります… 5
- こんなときどうするの? …………… 6、7
- 健保からのお知らせ …………… 8

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

健保ホームページ <http://www.ibmjapankenpo.jp/>

活用してますか!

あなたと家族の健康アドバイザー “QUPiO”
(<https://www.qupio.com/qupio/ibmkenpo>)

平成18年度健保組合決算報告

(2006年度)

(公告第428号)

7月6日(金)開催の第124回健保組合会において、平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)の事業報告がおこなわれ、収入支出決算内容が承認されました。

一般概要

近年にない大規模な医療制度改革が確立して行く中、高齢化と医療の高度化に伴う医療費の適正化、生活習慣病対策の強化が着目されています。当健保組合では、疾病予防と疾病管理の充実、生活習慣病改善への取組強化、家族を含めた健康診断後のフォロー強化、栄養・運動・保養プログラムの充実等の保健事業拡充を図るとともに、個々人への疾病予防に対する動機付け、啓発のための情報発信への工夫を盛込む予算編成を行いました。

平成18年度の基本方針として、1. 医療費の適正化を踏まえた生活習慣病対策等の保健事業を積極的に展開し、一人ひとりの健康実現を支援する。2. 被保険者への適性給付や効果的な事業を展開し、健全な運営と財政を確保する。3. 被保険者や被扶養者の満足度向上のため、業務サービスの改善をはかる。を設定し、年間を通して計画どおりの事業運営を行うことにより、平成14年度から5年間連続の黒字決算が実現できました。

収入総額

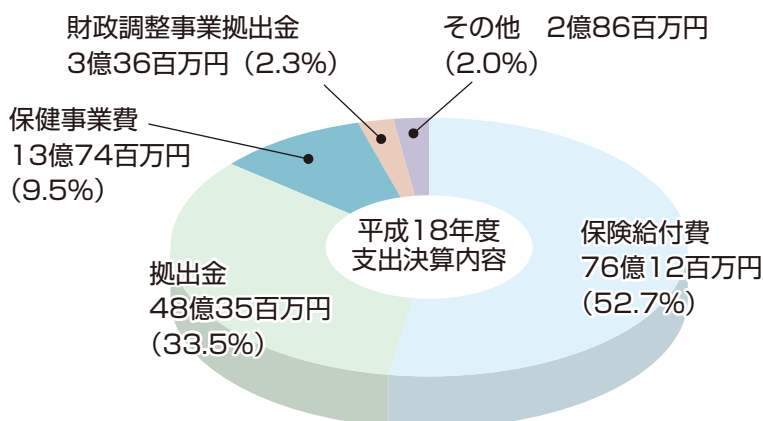
153億2,141万2,950円

支出総額

144億4,289万8,910円

収支残高

8億7,851万4,040円



上記のように、決算残金は、8億7,851万4,040円となりました。

この決算残金8億7,851万4,040円は次のとおり処分することで健保組合会で決議されました。

- 法定準備金 0万円
- 財政調整事業繰越金 920万637円
- 別途積立金 8億6,931万3,403円

その結果平成18年度末(平成19年3月31日)の法定準備金、別途積立金は、次のようになります。

(注)・法定準備金：法律により保険給付費+拠出金+介護納付金の当該年度、および直前2年度の年間平均額の3/12が義務付けられている積立金。

・財政調整事業繰越金：任意継続/特例退職被保険者の平成19年度分として納められた前納保険料のうちの、健保連合会への拠出金。

・別途積立金：各年度の予算編成時の財源不足を補填するための積立金。

	平成17年度末	平成18年度末
法定準備金	33億 700万円	33億 700万円
別途積立金	* 44億 1,484万円	49億 8,415万円

*平成18年度予算にこの額から3億円繰入れています。

平成18年度の主な決算内容は次のとおりです。

平成18年度収入支出決算概要 (単位：百万円)

収 入	平成18年度			平成17年度 決 算
	予 算	決 算	(△印 不足額)	
保険料収入	14,406	14,571	165	15,005
その他収入	340	443	103	427
繰入金	307	307	0	2
収入合計	15,053	15,321	268	15,434

支 出	平成18年度			平成17年度 決 算
	予 算	決 算	(△印 残額)	
保険給付費	7,764	7,612	△152	7,532
老人／退職者拠出金	4,786	4,835	49	4,681
保健事業費	1,461	1,374	△87	1,095
その他	650	621	△29	623
予備費	392	0	△392	0
支出合計	15,053	14,442	△611	13,931

収入支出決算	収入決算額	支出決算額	決算残額
収支決算額	15,321	14,442	879

適用・保険給付事業

●IBM健保独自の新規事業

- 1) 高齢受給者証のカード化
(健康保険被保険者証のカード化に続き、高齢受給者証もカード化を実施。630名に発行、今後70歳になる加入者に順次発行)
- 2) 出産資金貸付制度の改訂(24万円→28万円に引上げ)
- 3) 被扶養者の資格確認調査実施
(被扶養者としての条件確認の現状調査を実施。今回の対象は6,070名)
- 4) ジェネリック医薬品の利用促進
(対象診療月に医薬品の処方を受けた加入者に、代替ジェネリック医薬品を紹介。発行4回、延べ14,397名に通知)

●医療制度改革に伴う新規事業

- 1) 高齢者患者負担の見直し
(70歳以上高齢者の現役並み所得者を2割→3割へ引上げ)
- 2) 療養型病床の食事・居住費負担の見直し
- 3) 高額療養費の自己負担額見直し
- 4) 出産育児金の引上げ(30万円→35万円)
- 5) 埋葬料の引下げ(標準報酬月額1ヶ月分/10万円→5万円)



保健事業

●生活習慣予防、疾病早期発見のための検診拡充

- 1) 家庭でできる自己採血健康診断の実施
- 2) 婦人科健診の独立メニュー化
- 3) 前立腺がん郵送健診の導入
- 4) 検診車によるマンモグラフィ検査の導入

●家族を含めた健診受診後のフォローを強化し、行動変容/疾病管理の強化

- 1) あなたと家族の健康アドバイザー“QUPiO”の本格導入
- 2) 新たな生活習慣病 疾病管理プログラムの導入
- 3) 高齢者訪問健康指導の充実
- 4) 禁煙セラピーの導入
- 5) 生活習慣病対策セミナー(健保連東京連合会主催プログラムへの参加)

●健康維持促進のための栄養/運動/保養プログラムの拡充

- 1) 宿泊付きスポーツ施設の導入(ラフォーレ倶楽部)
- 2) アスレチック施設の拡充
- 3) 健康ファミリー(「めざせ! 元気家族」・体操と食事体験)の実施

保健指導宣伝として、広報誌「まい・へるす」発行、健保のしおり等の自宅配布、ホームページの拡充を実施し、保養施設としては直営・準直営保養施設、健保指定保養施設のほか共同利用保養所及び休暇村の利用は、全体では昨年比97.4%の利用率となった。

その他、健康講座受講会費補助も前年度と同様に4,300余名参加した。

介護保険 平成18年度収入支出決算

介護保険制度の実施に伴う介護保険料の収入支出決算は、次のとおりです。(単位：百万円)

収 入	平成18年度			平成17年度 決 算
	予 算	決 算	(△印 不足額)	
介護保険料	1,389.5	1,388.0	△1.5	1,388.0
前年度繰越金	0.0	0.0	0.0	0.0
準備金繰入	0.0	0.0	0.0	0.0
準備金利子	0.0	0.0	0.0	0.0
収入合計	1,389.5	1,388.0	△1.5	1,388.0

支 出	平成18年度			平成17年度 決 算
	予 算	決 算	(△印 残額)	
介護納付金	1,301.9	1,295.2	△6.7	1,295.2
介護保険料還付金	2.0	0.7	△1.3	0.7
準備金繰入(積立金)	80.5	30.0	△50.5	30.0
支出合計	1,384.4	1,325.9	△58.5	1,325.9

〈「限度額適用認定証」とは…〉

「限度額適用認定証」は、下記の自己負担額（注）のうち、法律で定められた額（高額療養費）分のみを減額して、医療機関の窓口で精算される場合に必要となります。

病院から利用促進の案内があっても、この「認定証」の利用は必須ではありません。

窓口負担額が高額になり自動給付されるまでの負担が大きい場合にだけ「認定証」の利用を検討なさるようにお勧めします。

IBM健保組合の場合、この手続きを行わなくても、自己負担額（注）の25,000円を超えた額の「高額療養費」と「一部負担還元金（家族も同じ）」を合算して、約3ヵ月後に自動的に会社経由で給付される制度があります。

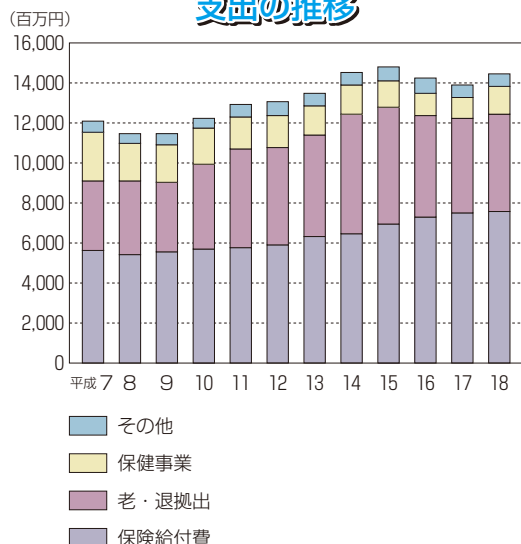
「限度額適用認定証」の発行手続は「健康保険限度額適用認定申請書」を健保組合へ請求して下さい。

送付されましたら、必要事項を記入・捺印の後、健保組合へ申請していただきますと、「健康保険限度額適用認定証」を健保組合からお送りします。

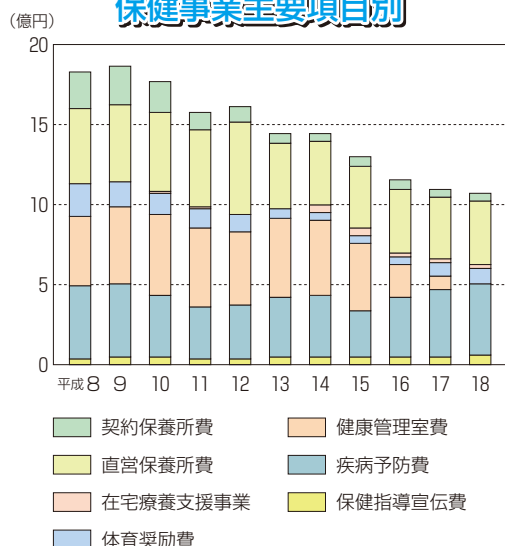
「認定証」は発行管理されていますので、期限切れや健康保険の資格が無くなった時（退職等）には必ず返却していただきます。

また、紛失等には十分ご注意願います。

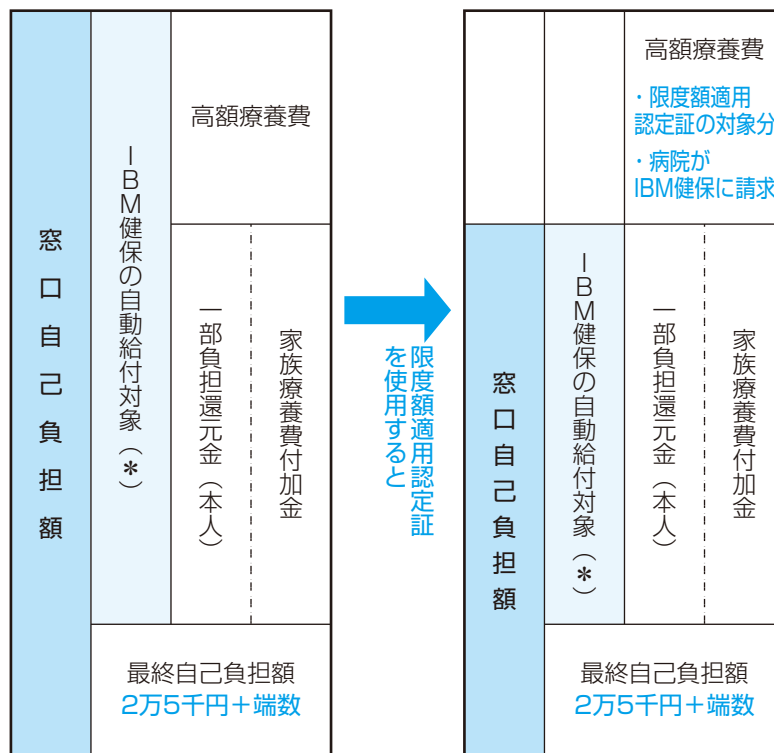
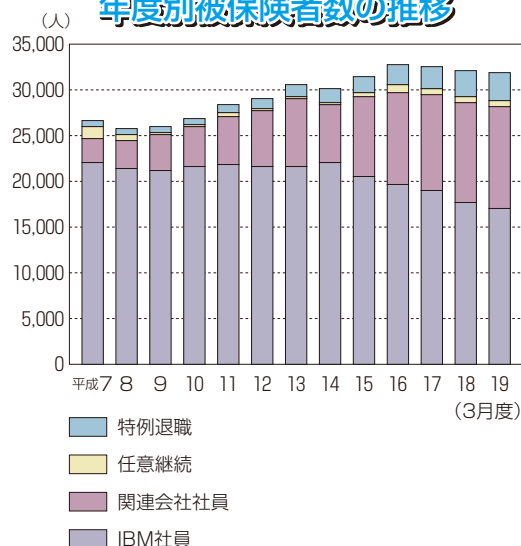
支出の推移



保健事業主要項目別



年度別被保険者数の推移



(*) 3ヵ月後に給付

(*) 3ヵ月後に給付

注) 自己負担額は保険診療分が対象になり、差額ベッド代や食事療養費は含まれません。

平成20年4月から医療制度が変わります

75歳以上の方は全員、新しく創設される高齢者医療制度へ移行します

先般の医療制度改革により、75歳以上の方が加入の対象になる新たな高齢者医療制度が創設されます。75歳になると全ての方が当制度の被保険者（本人）となります。

IBM健保組合加入の75歳以上の被保険者（本人）と被扶養者（ご家族）の皆様も、例外なく来年4月以降は当健保から新制度へ移行していただくことになります。

当健保の被保険者が75歳になり、その方に75歳未満の被扶養者がいる場合、その被扶養者はIBM健保組合の加入資格が喪失となりますので、国民健康保険等への申請手続きが必要となります。

運営は都道府県単位の市区町村が加入する広域連合が行います。

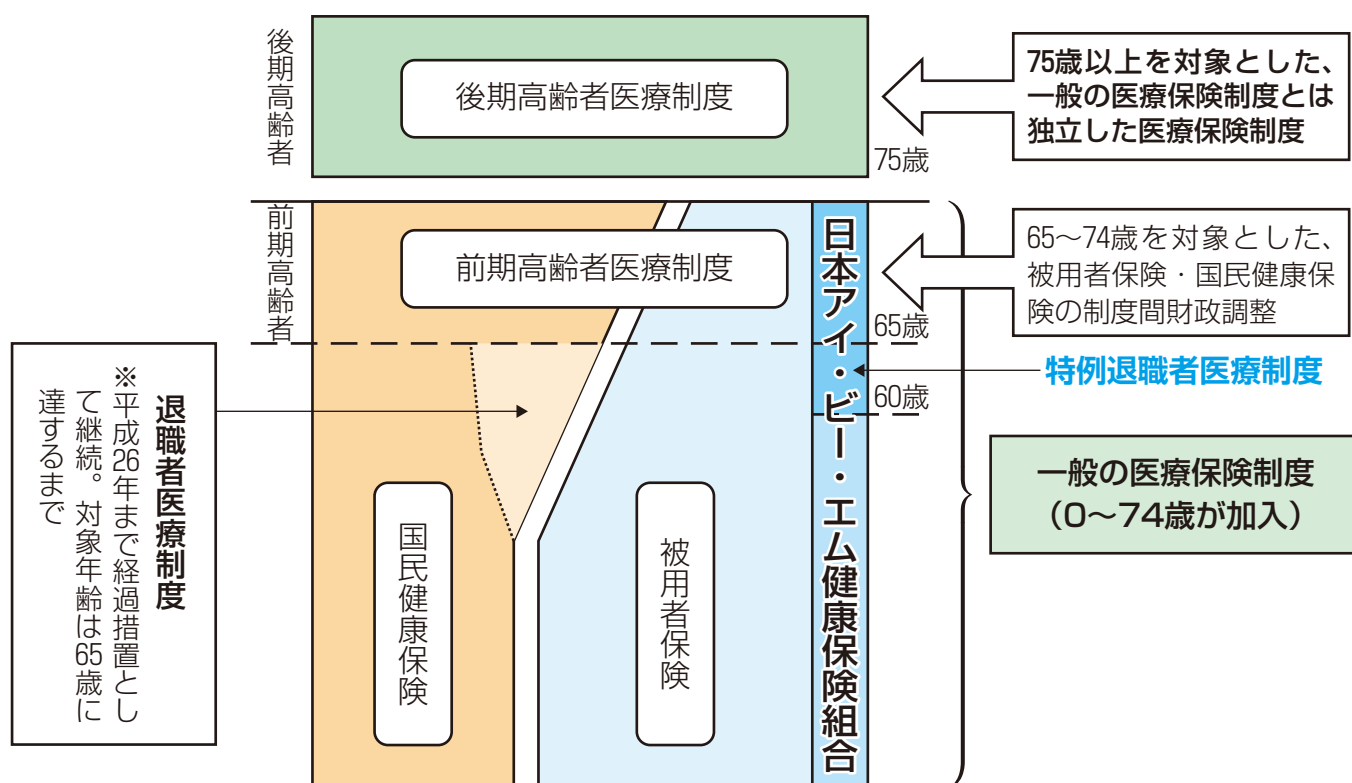
保険料は被扶養者だったご家族も被保険者として一人ひとり市区町村から徴収されます。支払方法は原則として年金からの天引き（特別徴収）または納付書や口座振替（普通徴収）で収めることになります。

財源は公費約5割、現役世代の支援約4割、高齢者自身である新制度の被保険者からの保険料1割で賄われます。

世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者（75歳以上の方）と現役世代の比率の変化に応じてそれぞれの負担割合を変えていく仕組みが導入されます。

保険適用の療養費自己負担率は1割（予定）で、一定以上の所得者は3割負担となります。更に従来被扶養者だったご家族は二年間、保険料負担が軽減されます。

今後、新制度の詳細については厚生労働省等から段階的に明らかにされ次第、順次機関紙「まい・へるす」やIBM健保組合のホームページなどでお知らせいたします。



こんなときどうするの？(その1)



健康診断プログラム補助金申請のQ&A

Q1 人間ドックや家族健診を受診した時に、オプションで肺ガンや大腸ガン健診も受けたいと思いますが、補助金は別々に請求出来ますか？

A 別々に補助金申請可能です。添付いただく領収書は一枚でも結構ですが、申請書（*）は別々をお願いします。領収書が一枚の場合は、各々の健診料を明記してもらってください。

*：疾病予防健診補助金申請書

Q2 中途入社社員（または被扶養者）ですが、入社直後から人間ドックや脳ドック等健保の補助金は利用できますか？

A IBMの健保に加入されている方は、皆さん同様に補助金申請が可能です。

Q3 人間ドックが受けられる病院の契約等有るのですか、お勧めの医療機関の場所を教えてください。

A 以前は契約医療機関がありましたが、現在は何処の病院で受けていただいても結構です。また、健康保険組合では、医療機関を選定してお勧めすることはしていません。病院の案内は、ファミリーケアネットワーク（0120-660110）や病院検索（ぼすびたる）等をご利用ください。ファミリーケアネットワーク（0120-660110）をご利用の際は、「IBM健保に加入」とお伝えください。

Q4 消化器健診、腹部超音波健診等を、日にちも病院も違うところで受診しましたが、補助金申請は出来ますか？

A 出来ます。申請は年一回ですので、健診料はまとめて申請してください。申請書の「受診病院名」欄には、どちらか一箇所の病院名を記入してください。（受診内容は貼付いただく領収書で確認します）

Q5 なんとなく胃の調子がおもわしくないで病院に行き、主治医の勧めにより胃カメラの検査を受けました。健保の補助金は受けられますか？

A まず、領収書をご確認願います。医師の判断による治療行為（検査を含む）は健康保険が適用されますので、その費用は健保7割／本人3割の負担となります。従いまして、既に健保では7割を負担しており、健康づくり支援制度との二重の補助を受けることはできません。

例えば下記のような領収書は保険診療ですので、補助金の対象外となります。

* 保険点数が明記されているもの（1点10円の計算になります）

* 個人負担金が医療費総額の3割負担の分

* 請求金額が保険診療欄に記入されている領収書

申請する前に、もう一度領収書の確認をお願いします。

Q6 健保のホームページから、Webで補助金申請をインプットし送信後に、入力間違えを見つけました。もう一度申請してもよろしいですか？

A 再申請する必要はありません。印刷した申請書を赤字で手書き修正し、訂正印を押印していただければ結構です。

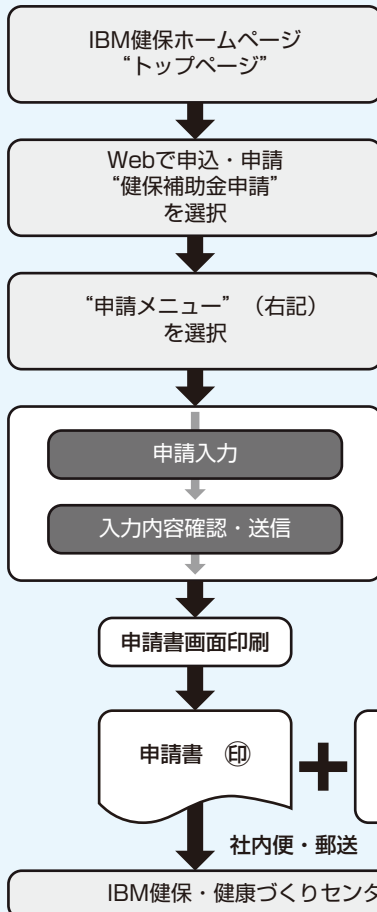
Q7 人間ドックを受けましたが、領収書は医療費控除申告に提出しますので返却していただけますか？

A 領収書のオリジナルは返却できません。人間ドック等健診費用および予防接種費用等は、医療費控除の対象外です。ただし、健診の結果、診療が必要となり引き続き治療される場合は、医療費控除の対象となる場合がありますので、補助金申請時にその旨メモを付けてください。オリジナルの領収書は返却出来ませんが処理後、領収書のコピーに健保印と補助金を明記したものをお返しいたします。

補助金申請方法について

各プログラムの補助金申請方法は健保ホームページからインターネットで申請する方法と、「利用者ガイド」や「保養施設ガイド」の申請用紙により行う方法があります。

1. インターネットによる申請



IBM健保ホームページへのアクセスの仕方

- 1) インターネット：<http://www.ibmjapankenpo.jp/>
- 2) イン트라ネット：ODW「Career and life」→All Topics Index→Health
→日本IBM健康保険組合

補助金申請メニュー一覧

家族総合健診
 人間ドック
 脳ドック・PET健診
 消化器・肺がん・大腸がん・その他の健診（旧オプション健診）
 婦人科健診
 歯科検診
 インフルエンザ予防接種健診
 乳幼児健診
 健康講座受講費補助
 休暇村利用
 共同利用
 健康生きがいづくり教室

- 注** ①インターネットより申請すると同時に申請画面をプリントアウト（台紙印刷）する。
 ②プリントアウトした申請画面に捺印（デット印不可）と領収書（オリジナル）を貼付してIBM健保・健康づくりセンター宛送付。

2. 所定の用紙による申請

インターネットをご利用できない方は右記の申請書により申請ください。

申請方法

右記申請書に記入、捺印（デット印不可）し、領収書（オリジナル）を貼付のうえ、下記宛送付。

申 請 書	申請できるメニュー
疾病予防健診補助金申請書 (利用者ガイド46ページ参照)	家族総合健診
	オプション健診 (婦人科健診・人間ドック・ 脳ドック・PET健診・ 消化器・肺がん・その他)
	歯科健診
	インフルエンザ予防接種
乳幼児健診補助金申請書 (利用者ガイド47ページ参照)	乳幼児健診
健康増進プログラム補助金申請書 (利用者ガイド49ページ参照)	健康講座受講費補助
	健康生きがいづくり教室
「休暇村/共同利用保養所補助金申請書」 (保養施設ガイド71、77ページ参照)	休暇村・共同利用

注 各申請書上への捺印は忘れずをお願いします。

申請書送付先

〒103-8510 東京都中央区日本橋箱崎19-21 3階
日本アイ・ビー・エム健康保険組合 健康づくりセンター (HZD-YY1-A)

こんなときどうするの？(その2)



Q1 住所が変更になりました。健保への連絡方法は？保険証の住所欄は？

- A** 保険証（カード）裏の住所は修正液・テープなどを活用してご自身で書き直してください。
会社への届け出は ①日本IBMの方はDRAGON登録 ②関連会社の方は勤務先にお届けください。
健保組合へは届け出により毎月一定のタイミングで反映されます。

Q2 介護保険料が市区町村から徴収連絡がきましたか…？

- A** 介護保険料については、健保加入者（被保険者・被扶養者とも）が65歳の誕生日からは、市区町村からの直接徴収となります。市区町村からの通知に従って納付してください。
IBM健保組合では被保険者（本人）からのみ65歳の誕生日の前月迄の分を徴収して、そのまま国に収めております。
介護保険料は40歳から納付することとなりますが、当健保では被扶養者（ご家族）からは徴収しておりません。

Q3 IBMグループ社員（だった者）の家族ですが、社会保険・福利厚生関係の問合せ先がよく分かりません。

- A** 健康保険に関することはIBM健保組合へ、その他のことでも分かる範囲でお答えしますが、一般的には日本IBMの代表電話（IBMグループ番号案内）をご利用ください。
(1) IBM健保組合：03-5614-6441（代表）
(2) IBM代表番号：03-3586-1111（大代表）

新規適用事業所のお知らせ(公告429号)

IPS(インフォプリント・ソリューションズ・ジャパン株式会社)
新規適用事業所編入 平成19年6月1日付編入

病院や病気のことを調べたい時、 どうしてますか？

医療機関の診療科目や診療時間だけでなく、診断・治療法、専門医に関する情報などを検索するために、健保ホームページに「医療機関情報」をバナーで掲載しています。
(当ホームページ上でのユーザーID及びパスワードの掲載は、控えさせていただきます。紙媒体での「まい・へるす季刊号夏No. 53」をご覧ください。またはホームページの「声の窓口」や代表電話へお問い合わせ願います。)

プログラム名 い〜まい・らいふ (Webで学習 “みんなの健康”)

プログラム名 こころとからだの健康支援 (I-Support)

プログラム名 ぽすぴたる (けんぽれん病院情報)

プログラム名 医療情報プラットフォーム

プログラム名 ファミリー・ケア・ネットワーク

IBM健保

健保案内

新潟県中越沖地震に被災された皆様へ

平成19年7月19日

日本アイ・ビー・エム健康保険組合
常務理事 池田 政弘

このたびの新潟県中越沖地震において、被害に遭われた被保険者または被扶養者の皆様方には心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震で被災された当健康保険組合加入の方には、次のような特例措置が講じられますのでお知らせいたします。

(1) 健康保険証(被保険者証)を今回の震災により紛失・消失され、再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できるようになります。

①氏名 ②生年月日 ③勤務する事業所名(会社名)
なお、健康保険証の再交付については、できるだけ早く申請の手続きをされますようお願いいたします。
申請は通常事業主を経由して頂きますが、それが困難な時は当健保組合に直接連絡してください。

(2) 被災された当健保組合の加入者の方で、健保組合が一部負担金の支払免除特例措置として認定した方は、保険医療機関の窓口で「一部負担金等免除証明書」を提示することにより一部負担金が免除されます。

この特例措置の対象者は、今回の震災により被保険者または被扶養者が居住していた家屋が全半壊もしくは全半壊した場合、または震災による被害を受けたことにより主たる生計維持者が負傷、もしくは疾病にかかった場合であり、申請の際には罹災証明書等の添付が必要となります。

【参照】事務連絡 平成19年7月17日 厚生労働省保険局保険課長発書簡

健康保険証の再交付や「一部負担金等免除証明書」の入手方法などご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

【問合せ先】日本アイ・ビー・エム健康保険組合
通用・給付担当 今沢
電話 03-5652-8348

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

〒103-8510 東京都中央区日本橋箱崎町19番21号(社内郵便番号) HZD-YYI 代表電話 03-5614-6441 まいへるす 第53号 2007 春号
発行人：池田 政弘 編集人：上森 雅世
2007年8月2日発行